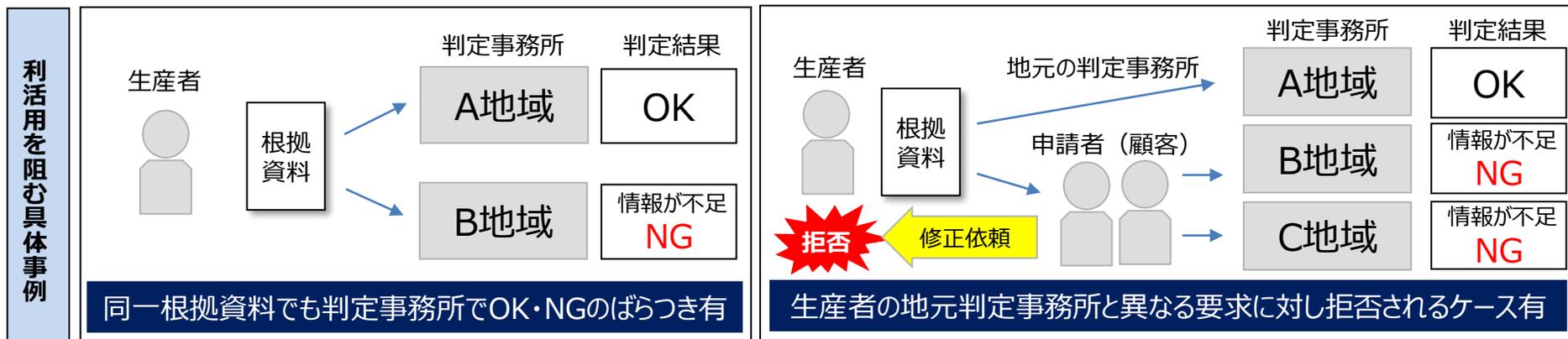


制度・運用改善の取組

((一社) 日本自動車工業会、 (一社) 日本自動車部品工業会、
(一社) 日本鉄鋼連盟)

課題認識/目的

- 申請者の「理解のばらつき」判定事務所の「運用のばらつき」による手戻り
- 「ばらつき」が複雑なサプライチェーンを持つ自動車関連企業の標準化の障壁となる
⇒ 他の判定事務所では根拠資料流用できないことで原産品判定を諦めることも
- 各担当者の誤った理解での申請・判定による証明品質の低下
- 経済産業省ガイドライン項目の目的と記入方法を具体例示することで精度向上を図る



効果期待

- 標準化により生産者（証明者）の負担軽減と品質向上の側面からの利活用促進向上
- 標準外の情報・運用を求める際には「理由を明らかにする」事で相互理解、品質向上へ繋がる



活動の進め方

EPA活用推進を目的に、これまでの自動車業界、鉄鋼業界の経験に基づき

第三者証明機関への特惠原産地証明 判定根拠資料の「良品条件の明確化」を目指す

- 適用範囲：賛同いただける全ての業界（たたき台は自動車 & 鉄鋼 案）
- 対象：CTC対比表、VA計算ワークシート、サプライヤ証明書
- 期待効果：不備によるリスク、手戻り工数、あるべき姿と乖離した要望の抑止
煩雑さを低減させ利活用推進を促す。
- 前提：
 - ・法令、協定に基づくあるべき姿の明確化 ⇒ 不備なく受領いただける状態
 - ・リーズナブルな項目/記載内容 ⇒ 本質や目的から乖離した要望は除く

活動経緯まとめ

2023年5月～ 8月 経済産業省×企業代表 ※可能な限り毎週開催

STEP1. 良品条件の明確化の重要性について議論

STEP2. 良品条件が必要となる、判定事務所毎のバラつき事例を確認

STEP3. 良品条件の目線合わせ実施

- ・日本の産業界全体EPA利活用促進を目的とする
- ・自動車、鉄鋼業界の経験に基づき判定根拠資料の「良品条件」を提案
- ・法令、協定に基づくあるべき姿の明確化 ⇒ 不備なく受領いただける状態
- ・リーズナブルな項目/記載内容 ⇒ 本質や目的から乖離した要望は除く

STEP4. 三帳票「CTC対比表」「VA計算ワークシート」「サプライヤ証明」の個別項目議論

2023年6月 第4回EPA活用推進会議 ※取組み発表

2023年8月頃 経済産業省より 三帳票に関して「違和感の無い内容」との状況に至る

2023年9月～ 経済産業省×日本商工会議所にて 三帳票に関する確認・調整 ⇒ 随時企業代表とも調整

2023年10月 経済産業省×日本商工会議所×企業代表にて “成果物の表現、クレジット”について議論
⇒ **合意内容：EPA活用推進会議の成果物として公表する事で効力の発揮を狙う**

2024年2月 三帳票に関する各判定事務所から意見集約

2024年3月現在 経済産業省×日本商工会議所×企業代表にて三帳票 個別項目の調整中 【活動継続中】

CTC対比表 良品条件サンプル ※赤文字箇所 調整中

CONFIDENTIAL

以下の項目以外の情報を求められる場合もありますが、審査担当者の質問・指摘の趣旨を確認し、漏れなく適切に追加情報を提供できるように留意すること。

【必須項目】・・必ず記載が必要【条件別項目】・・特定の条件に該当する場合記載が必要【任意項目】・・記載要否は各企業の判断

以下の説明において、「輸出品」とはEPA/FTAを適用したい商品そのもの、「構成品」とは輸出品を構成する材料・部品を示しています。
本書類は構成品を対象とした対比表についても説明しておりますが、第三者証明制度において、日本商工会議所に対して判定依頼できるのは輸出品のみであり、構成品について判定依頼することはできません。

※輸出者証明において判定依頼者≠輸出品生産者の場合、かつ輸出品生産者の同意を得ず判定依頼を行っている疑念がある場合、輸出品生産者の印を求める事があります
※必要項目（任意項目以外）を網羅していればフォーマットは問わない

原産性の確認資料（CTC証明用）

調査NO.	
判定受付番号	
資料作成日	2023年1月13日

生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者品番
〇〇〇〇株式会社	山田 太郎	12345-56789
(4) 資料作成者電話番号	(5) 資料作成者メールアドレス	(6) 証明者区分
03-*****	*****@jidousya.co.jp	生産者・輸出者・委託生産者

承認者情報（任意入力）

(7) 承認者氏名

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
〇〇〇〇株式会社	日本	本社工場
(4) 生産工場住所		
東京都港区高輪〇丁目〇番地〇〇号		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日米レーン協定	

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード桁	(3) 使用判定基準
AUTOMATIC TRANSMISSION	870840	CTH

5. CTCによる判定作業 輸出品の生産に使用した全ての材料・部品の記載が必要です

(1) 使用材料名称	(2) HSコード	(3) 原産・非原産の区別		(4) 原産材料の根拠書類（サプライヤー名）
		原産	非原産又は 原産性未確認	
COVER_A	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
COVER_B	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
COVER_C	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
COVER_D	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
SHAFT_A	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
SHAFT_B	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
SHAFT_C	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
GEAR_A	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
GEAR_B	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
GEAR_C	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
GEAR_D	870840	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
GEAR_E	870840		○	@500.0 デミマス 5.0%
BOLT	731815		○	@200.0 デミマス 2.0%
NUT	731816		○	

(5) 対象品全体の価格（円）	(6) デミマス	(7) デミマス関値
10,000.0	7.0%	10%

調査NO.	【任意項目】 各社の管理に使用
判定受付番号	【条件別項目】 発給システム上で判定依頼入力と同時に本資料をアップロードする場合には不要。 判定受付番号が付与された後に追加でアップロードする場合には入力を求められる場合があります。
資料作成日	【必須項目】 和暦ではなく西暦で記載の事 ※判定依頼日より1年以上前の日付は不可
1. 資料作成者（判定依頼者）情報	<p>(1) 資料作成企業名</p> <p>【必須項目】 法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託元会社（≠実生産者） ※委託生産の場合は、別途、「委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書」提出が必要です。</p> <p>(2) 資料作成者氏名</p> <p>【必須項目】 フルネーム（証明した個人を特定できる事）</p> <p>(3) 資料作成者品番</p> <p>【条件別項目】 4.(1)「品名」のみで産品を特定できない場合、特定に必要な「製造番号・型番」を記載</p> <p>(4) 資料作成者電話番号</p> <p>【必須項目】 電話番号を記載、代表電話番号は原則不可（個別電話番号情報がない場合は可）証明した個人へ連絡が取れる事</p> <p>(5) 資料作成者メールアドレス</p> <p>【必須項目】 メールアドレスを記載、代表アドレス、グループアドレスは原則不可（個別アドレス情報がない場合は可）証明した個人へ連絡が取れる事 ※1.(4)及び(5)については、いずれかを記載すればよい。</p> <p>(6) 証明者区分</p> <p>【必須項目】 証明者の区分を選択して〇で囲む。生産者かつ輸出者の場合は生産者を選択する。輸出者による証明の場合、生産者からの情報提供を受けて証明資料作成が必須。</p> <p>(7) 承認者氏名</p> <p>【任意項目】 フルネーム（承認した個人を特定できる事） ※各企業の管理で必要な場合記入してください</p>

2. 生産者情報

(1) 生産者名	【必須項目】 法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託元である実生産者名を記載 ※JAFTASの場合は委託元会社（≠実生産者）を入力する仕様となっています。
(2) 生産国	【必須項目】 生産国を特定できる表記(原則:日本)
(3) 生産工場名	【必須項目】 工場が1つしかない場合は「本社工場」と記載 ※1.最終生産場所が他社の構内にある場合、必ず明記の事 ※JAFTAS 委託生産の場合は、「委託先：委託先会社名+工場名」を入力する運用となっています。 例) 委託先：北山工業株式会社 東海工場
(4) 生産工場住所	【必須項目】 正式住所

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	【必須項目】 “協定”は省時可、カタカナ・漢字表記はいずれも可 例「日-EU協定」「日-EFTA協定」「日-EFTA協定」いずれでも可
(2) 輸入通関国	【条件別項目】 日アセアン協定、RCEP協定において、判定資料を個別に分ける必要がある場合等に記入

4. 産品情報

(1) 品名	【必須項目】 輸出品：COに表示される産品名 ※発給システム上の品名との合致及びHSコードの品名と整合性のある名称が望ましい 構成品：依頼元の指示した名称（依頼元と資料作成者の合意した名称も可） ※型番（JIS規格番号・材質記号を含む）のみで産品名とHSコードの妥当性が判断できない/産品名からHSコードの妥当性が判断できない場合 HSコードと結びつけ可能な一般名称を併記する
(2) HSコード	【必須項目】 6桁必須
(3) 使用判定基準	【必須項目】 CTC：CC, CTH, CTSHのいずれかを記載 ※除外規定（〇〇からの変更を除く、などの規定）がある場合は記載要 ※品目別規則がCTC&VAの場合、VA計算ワークシートの提出も必要

5. CTCによる判定作業

(1) 使用材料名称	【必須項目】 輸出品：BOMに記載されている名称 構成品：BOMに記載されている名称 ※型番（JIS規格番号・材質記号を含む）のみで産品名とHSコードの妥当性が判断できない/産品名からHSコードの妥当性が判断できない場合 HSコードと結びつけ可能な一般名称を併記する。
(2) HSコード	適用するCTCルールを満たす、HSコードの要素を確認できる桁数を記載。 (1) CC 2桁（項） レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁 (2) CTH 4桁（項） レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁又は4桁 (3) CTSH 6桁（号） レベルの関税分類変更基準）であれば、2桁、4桁又は6桁

(3) 原産・非原産の区別	【必須項目】 全ての使用材料・部品の原産・非原産（不明を含む）を記載
(4) 原産材料の根拠書類（サプライヤー名）	【必須項目】 原産とする使用材料・部品に対し「サプライヤー証明書（〇〇株式会社）」と記載 ※生産者内製部品（委託の場合は、委託元・委託先企業含む）の場合は、協定に基づく立証資料(CTC対比表・VA計算ワークシート)と記載。 ※デミマス使用時は材料の価額・実績値（%）を記載。小数点第二位以下を切り捨て（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。
(5) 対象品全体の価格（円）	【条件別項目】 デミマス使用時に対象品合計の実績値（円）を記載。
(6) デミマス	【条件別項目】 デミマス使用時に合計のデミマス実績値（%）を記載。小数点第二位以下を切り捨て（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。
(7) デミマス関値	【条件別項目】 デミマス使用時に協定記載のデミマス関値を記載。

※1例) 〇〇車体株式会社 〇〇工場内 〇〇部品工業株式会社 〇〇第1工場
「オンサイト工場」のみの記載の場合、一箇所しかない事が確認できれば可。
複数箇所ある場合は、「〇〇会社内」等の特定できる情報も加えるが必要。
また、「構内外注」の場合、どこの会社・工場で構内外注しているのか具体的に記載する事が必要

VA計算ワークシート 良品条件サンプル ※赤文字箇所 調整中

CONFIDENTIAL

以下の項目以外の情報を求められる場合もありますが、審査担当者の質問・指摘の趣旨を確認し、漏れなく適切に追加情報を提供できるように留意すること。

【必須項目】・必ず記載が必要 【条件別項目】・特定の条件に該当する場合記載が必要 【任意項目】・記載要否は各企業の判断

以下の説明において、「輸出品」とはEPA/FTAを適用したい産品そのもの、「構成品」とは輸出品を構成する材料・部品を示しています。
本書類は構成品を対象とした対比表についても説明しておりますが、第三者証明制度において、日本商工会議所に対して判定依頼できるのは輸出品のみであり、構成品について判定依頼することはできません。

※輸出者証明において判定依頼者=輸出品生産者の場合、かつ輸出品生産者の同意を得ず判定依頼を行っている疑念がある場合、輸出品生産者の印を求めらる事があります
※必要項目（任意項目以外）を網羅してはいるがフォーマットは問わない

原産性の確認資料（VA証明 控除方式用）

調査NO.	
判定受付番号	
<input type="checkbox"/> 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました	資料作成日

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

(1) 資料作成企業名	(2) 資料作成者氏名	(3) 資料作成者番番
〇〇〇株式会社	山田 太郎	12345-56789
(4) 資料作成者電話番号	(5) 資料作成者メールアドレス	(6) 証明者区分
03-*****	*****@jidousya.co.jp	生産者・輸出者・委託生産者

承認者情報（任意入力）

(7) 承認者氏名

2. 生産者情報

(1) 生産者名	(2) 生産国	(3) 生産工場名
〇〇〇株式会社	日本	本社工場
(4) 生産工場住所		
東京都港区高輪〇丁目〇番地〇〇号		

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定	(2) 輸入通関国
日マレーシア協定	

4. 産品情報

(1) 品名	(2) HSコード6桁	(3) 使用判定基準
AUTOMATIC TRANSMISSION	870840	VA40

5. VAによる判定作業 輸出品の生産に使用した全ての材料・部品の記載が必要ですが

(1) FOB価額[円]		(2) 計算結果		
146,768.1		45.8%		
(3) 使用材料名称	(4) 金額[円]	(5) 原産・非原産の区別		(6) 原産材料の根拠書類
		原産	非原産又は 原産性未確認	
COVER	8,964.0	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
SHAFT	2,564.0	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
GEAR	6,524.0	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
2nd GEAR	8,925.0	○		サプライヤー証明書（〇〇株式会社）
3rd GEAR	7,825.0		○	
MAIN CASE	32,800.0		○	
VALVE ASSY	38,900.0		○	
(7) 原産材料費 計		26,977.0		
(8) 非原産材料費 計		79,525.0		
(9) 非材料費 計		40,266.1		
(10) FOB・非原産材料費 計		67,243.1		

調査NO.

判定受付番号

資料作成日

1. 資料作成者（判定依頼者）情報

(1) 資料作成企業名

(2) 資料作成者氏名

(3) 資料作成者番番

(4) 資料作成者電話番号

(5) 資料作成者メールアドレス

(6) 証明者区分

(7) 承認者氏名

2. 生産者情報

(1) 生産者名

(2) 生産国

(3) 生産工場名

3. 協定名、輸入通関国

(1) 使用協定

(2) 輸入通関国

4. 産品情報

(1) 品名

(2) HSコード

(3) 使用判定基準

5. VAによる判定作業

(1) FOB価額[円]

(2) 計算結果%

(3) 使用材料名称

(4) 材料・構成品金額[円]

(5) 原産・非原産の区別

(6) 原産材料の根拠書類（サプライヤー名）

(7) 原産材料費 計

(8) 非原産材料費 計

(9) 非材料費

(10) FOB・非原産材料費

【任意項目】 各社の管理に使用

【条件別項目】 発給システム上で判定依頼書入力と同時に本資料をアップロードする場合には不要。
判定受付番号が付与された後に追加でアップロードする場合には入力求められる場合があります。
【必須項目】 和語でなく西語で記載の事 ※判定依頼日より1年以上前の日付は不可

【必須項目】 法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託先会社（≠実生産者）
※委託生産の場合は、別途、「委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書」提出が必要。
【必須項目】 フルネーム（証明した個人を特定できる事）

【条件別項目】 4.(1)「品名」のみで産品を特定できない場合、特定に必要な「製造番号・型番」を記載

【必須項目】 電話番号を記載、代表電話番号は原則不可（個別電話番号情報がない場合は可）証明した個人へ連絡が取れる事

【必須項目】 メールアドレスを記載、代表アドレス、グループアドレスは原則不可（個別アドレス情報がない場合は可）証明した個人へ連絡が取れる事

※1.(4)及び(5)については、いずれかを記載すればよい。

証明者の区分を選択して〇で囲む。生産者かつ輸出者の場合は生産者を選択する。輸出者による証明の場合、生産者からの情報提供を受けて証明資料が必要。

【任意項目】 フルネーム（承認した個人を特定できる事） ※各企業の管理に必要な場合記入してください

【必須項目】 法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託先である実生産者の情報を記載 ※JAFTAの場合は委託先会社（≠実生産者）を入力する仕様となっています。

【必須項目】 生産国を特定できる表記(原産:日本)

【必須項目】 工場が1つしかない場合は「本社工場」と記載
※1.最終生産場所が他社の構内にある場合、必ず明記の事
※JAFTA 委託生産の場合は、「委託先:委託先会社名+工場名」を入力する運用となっています。
例) 委託先:北山工業株式会社 東海工場

【必須項目】 正式住所

【必須項目】 “協定”は省略可、カタカナ・漢字表記はいずれも可 例)「日インド協定」「日インド」「日印」いずれでも可

【条件別項目】 日アセアン協定、RCEP協定において、判定資料を別に分ける必要がある場合に記入

【必須項目】 輸出品: COICに表示される産品名 ※発給システム上の品名との合致及びHSの品名と整合性のある名称が望ましい

構成品: 依頼元の指示した名称（依頼元と資料作成者の合意した名称も可）

※注冊(JIS規格番号・材質記号を含む)のみで産品名とHSコードの妥当性が判断できない/産品名からHSコードの妥当性が判断できない場合、HSコードと紐づけ可能な一般名称を併記する。

【必須項目】 6桁必須

【必須項目】 VA: 計算方式が単一の協定: RVC40/QVC40等→VA40と記載することも可 ※本フォーマットは控除方式「RVC (LVC/QVC)」用
※品目別規則がCTC&VAの場合、CTC対比表の提出も必要

【必須項目】 小数点第二位以下を切り捨て（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。

【必須項目】 原産資格割合の場合は小数点第二位以下を切り捨て、非原産資格割合の場合は切り上げ（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。

【必須項目】 輸出品: BOMに記載されている名称 ※記号や数字の羅列だけのものは不可。JIS規格番号、材質記号の場合は一般名称を併記

構成品: BOMに記載されている名称

【必須項目】 金額をそのまま記載、切り捨て、切り上げは行わない

【必須項目】 記載された構成品が原産or非原産（不明を含む）が明らかでない状態である事

【必須項目】 原産とする構成品に対し「サプライヤー証明書（〇〇株式会社）」と記載

※生産者内製部材（委託の場合は、委託元・委託先企業含む）の場合は、協定に基づく立証資料(CTC対比表・VA計算ワークシートなど)と記載。

原産とする内製部材については、材料の塊としての整合性を立証するため当該材料を販売に関する資料（請求書・納品書）または、金額の妥当性を示すための製造原価計算書の提出が必要。

【必須項目】 小数点第二位以下を切り捨て（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。

【必須項目】 小数点第二位以下を切り上げ（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。

【必須項目】 小数点第二位以下を切り捨て（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。

【必須項目】 小数点第二位以下を切り捨て（計算式上、保守的な数値になる方向で）、第一位までは必須。

※1.例) 〇〇車体株式会社 〇〇工場内 〇〇部品工業株式会社 〇〇第1工場
「オンサイト工場」のみの記載の場合、一度所しかなし事が確認できれば可。
複数箇所ある場合は、「〇〇会社内」等の特定できる情報に加えらる事が必要。
また、「構内外注」の場合、この会社・工場で構内外注しているのが具体的に記載する事が必要

サプライヤ証明 良品条件サンプル ※赤文字箇所 調整中

CONFIDENTIAL

以下の項目以外の情報を求められる場合もありますが、審査担当者の質問・指摘の趣旨を確認し、漏れなく適切に追加情報を提供できるように留意すること

【必須項目】・必ず記載が必要 【条件別項目】・特定の条件に該当する場合記載が必要 【任意項目】・記載要否は各企業の判断

原則は書類発行者 = 生産者となります。委託生産の場合は、別途、「委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書」提出が必要です。

サプライヤー証明書（構成品）

作成日：2023 年 1 月 13 日

サプライヤー証明書（構成品）No.

各位

氏名又は名称 ○○○株式会社
 住所 東京都港区高輪〇丁目〇〇番地〇〇号
 氏名 山田 太郎
 部署名 輸出管理部 FTAグループ
 連絡先 03-*****-**** もしくは *****@jidousya.co.jp

資料作成日 【必須項目】和暦ではなく西暦で記載の事

宛先 【条件別項目】生産者とサプライヤーとの間で物品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要
 ※ 輸出品の証明者とサプライヤ証明書の宛先が不一致の場合は、輸出品の証明者に対し、商流に関するエビデンスの提示が求められることがあります。
氏名又は名称 【必須項目】法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託元会社（≠実生産者）
 住所 【必須項目】正式住所
 氏名 【必須項目】フルネーム（証明した個人を特定できる事）
 部署名 【必須項目】各企業における正式名称
連絡先 【必須項目】電話番号またはメールアドレスを記載。但し代表電話番号やグループアドレスは原則不可（個別情報がない場合は可）証明した個人へ連絡が取れる事

- 当社の下記産品は、**日マレーシア経済連携協定**に基づく原産品であることを証明いたします。
- 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規則で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。
 - 証明内容の過ち、コストの変化、構成部材の変更等により、下記産品の原産性が失われることが判明した場合、速やかに通知いたします。
 - 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関（第三者証明制度を利用した輸出の場合、以下同じ）より日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して、弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものといたします。
 - 輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関からの要請があった際には、輸出者または輸入者が輸入国当局、輸出国当局または指定発給機関に対して本証明内容を開示することに同意いたします。

記

荷姿	構成品
品名 (英)	AUTOMATIC TRANSMISSION
品名 (日)	
製造番号・型番	12345-56789
HSコード	870840
判定基準	VA40
生産者会社名	○○○株式会社
生産工場名	本社工場
生産工場住所	東京都港区高輪〇丁目〇〇番地〇〇号

荷姿 【条件別項目】PSRが荷姿により異なる協定（日EU、日英協定）の場合のみ、輸出品 or 構成品のいずれかを記載
品名 (英) 【必須項目】依頼元の指示した名称（依頼元の指示した産品とサプライヤ証明書が同一産品であると確認できることが重要）
 ※依頼元CTC対比表：5. (1) 使用材料名称と一致もしくは同一であることが確認できることが必須。
 ※依頼元VA計算ワークシート：5. (3) 使用材料名称と一致もしくは同一であることが確認できることが必須。
品名 (日) 【任意項目】
製造番号・型番 【条件別項目】「品名 (英)」のみで産品を特定できない場合、特定に必要な「製造番号・型番」を記載
HSコード 【必須項目】6桁を記載
判定基準 CTC：CC、CTH、CTSHのいずれかを記載 ※除外規定（〇〇からの変更を除く、などの規定）がある場合は記載要
 VA：計算方式が単一の協定：RVC40/QVC40等⇒VA40と記載することも可
生産者会社名 【必須項目】法務局登記の正式名称・委託生産の場合は、委託先である実生産者名を記載※JAFTASの場合は委託元会社（≠実生産者）を入力する仕様となっています。
生産工場名 【必須項目】工場が1つしかない場合は「本社工場」と記載
 ※1.最終生産場所が他社の場内にある場合、必ず明記の事
 ※JAFTAS 委託生産の場合は、「委託先：委託先会社名+工場名」を入力する運用となっています。 例）委託先：北山工業株式会社 東海工場
 JAFTASの場合、生産工場名に「委託元：会社名+工場名」を記載。
生産工場住所 【必須項目】正式住所

※1 例) ○○車体株式会社 ○○工場内 ○○部品工業株式会社 ○○第1工場
 「オンサイト工場」のみの記載の場合、一箇所しかない事が確認できれば可、複数箇所ある場合は、「○○会社内」等の特定できる情報に加える事が必要
 また、「構内外注」の場合、どの会社・工場で場内外注しているのか具体的に記載する事が必要

調整中の項目まとめ

前提：活用推進を目的に 法令、協定に基づくあるべき姿の明確化 / リーズナブルな項目/記載内容

対象帳票	項目	日本商工会議所要望	企業代表要望
CTC対比表 VA計算ワークシート	社印押印	<p>「判定依頼者≠輸出品生産者の場合、押印を求められることがあり、その場合には押印が必要となります」と記載</p> <p>理由：なりすまし申請が多発、対応に苦慮 押印を求められた場合は必須としたい</p>	<p>「輸出者証明において判定依頼者≠輸出品生産者の場合、かつ輸出品生産者の同意を得ず判定依頼を行っている疑念がある場合、輸出品生産者の印を求める事があります」と記載</p> <p>理由：一部企業の影響で大半の企業が不要な対応を求められるべきでない 判定者による判断のバラつきを懸念</p>
CTC対比表 VA計算ワークシート サプライヤ証明	委託生産者制度 利用時の企業名	<p>申請者名に（委託元）、製造者名に（委託先）を必ず記載</p> <p>理由：「委託生産者チェックシート・誓約書」だけでは複雑な商流時の読取り困難</p>	<p>申請者名に（委託元）、製造者名に（委託先）の記載は不要としたい</p> <p>理由：「委託生産者チェックシート・誓約書」にて読み取れる内容 ※本修正は各社のシステム改修が必要</p>
サプライヤ証明	連絡先	<p>電話番号を基本としてメールアドレスと併記</p> <p>理由：メールのみの場合、連絡の遅れ 電話が無い企業への信頼性に疑問</p>	<p>各社の状況に応じて電話番号、メールアドレスいずれか連絡のつきやすい方を記載</p> <p>理由：テレワークの普及により、各社の状況が多様化</p>